

事業者雇用継続給付金事業実施要綱

目的

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中、あきる野市内の中小企業者の雇用維持及び事業継続を目的とする。

内容

地域経済を支え、雇用を継続している事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給する。

対象者

下記に掲げる全ての要件を満たす事業者

- 1) あきる野市内に事務所または事業所等（以下「事業場」という。）を置く、中小企業基本法に基づく中小企業者であること。（法人の登記または個人事業主の住民票が市内にはないが事業場が市内にあり、あきる野市の（法人）市民税を納税している事業者は、納税証明書を提出することにより対象となる。
ただし、あきる野市に新たに事業場を設立または設置し、事業年度が到来していないため、法人市民税の納税証明書を提出することができない法人は、市内に事業場があること証明することで対象となる場合がある。
また、あきる野市の住民税が課税されていない個人事業主は、住所地の非課税証明書を提出することで対象となる場合があり、住所地の非課税証明書を提出できないときは、市内に事業場があることを証明することで、対象となる場合がある。）
- 2) 新型コロナウイルス感染症により、影響を受けていること
- 3) 申請日において、今後も雇用及び事業を継続する意志を有していること
- 4) 令和3年4月1日以前から申請日現在まで継続して、あきる野市内の事業場として雇用保険に加入していること
- 5) 令和3年4月1日以前から申請日現在まで継続して、あきる野市内の事業場で雇用しており、かつ当該事業場で継続して、雇用保険に加入している被保険者がいること

※また、以下の（1）から（3）に該当する者は、給付対象外になります。

- （1）労働保険料及び市税等について、申告義務を怠っている者
- （2）暴力団等の反社会勢力または反社会勢力との関係を有する者
- （3）政治団体、宗教団体、その他給付金の趣旨・目的に照らして適当でないとあきる野商工会長が判断した者

給付金額

雇用保険に加入している被保険者1人につき、10,000円

※令和3年4月1日以前より申請日現在まで、あきる野市内で登録している事業場で雇用している雇用保険被保険者が対象です。

申請方法

所定の申請書及び誓約書に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、申請期間内にあきる野商工会本所または支所へ郵送か窓口で提出。（3密防止のため、なるべく郵送提出（簡易書留）をお願いいたします。）

[本所]〒197-0804 あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階 電話番号042-559-4511

[支所]〒190-0164 あきる野市五日市411 あきる野市役所五日市出張所2階

電話番号042-596-2511

※市内に複数の事業場を持つ事業者については、主たる事業場を申請者として、従たる事業場も一括して申請することが可能です。

※申請は、事業者につき1回限りとします。

添付書類

書類名	備考
(1) 事業を営んでいることが確認できる書類 ※1	個人事業主は直近の確定申告書（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）第一表の写し。 法人は直近の法人税申告書（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）別表一の写し。
(2) 雇用保険に加入していることを証明する書類 ※2	雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し等。 ※ハローワークが発行し、事業所名、事業場所在地、適用番号が確認できる書類。
(3) 被保険者を証明する書類 ※2	雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し。 ※対象者全員の被保険者証の写しが必要。
(4) 登記簿謄本 ※1	※法人のみ。
(5) 代表者の本人確認書類 ※1	代表者の運転免許証の写し等。
(6) 口座確認書類	申請書兼請求書に記載した振込先指定口座の『表紙』と『1ページ目と2ページ目』の写し。または、電子通帳の画面を印刷したもの。
(7) 申請書兼請求書 [別紙1]	
(8) 誓約書 [別紙2]	
(9) (法人) 市民税の納税証明書 (注：必要な事業者のみ)	登記または住民票が市内にはないが事業場があり、あきる野市に(法人)市民税を納税している者のみ。
(10) 市内に事業場があることを証明する書類等 (注：必要な法人のみ)	法人設立・設置届出書（あきる野市の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）の写し等。
(11) 住所地の非課税証明書 添付できない者は、市内に事業場があることを証明する書類等 (注：必要な個人事業主のみ)	あきる野市の住民税が課税されていない事業者は、住所地の非課税証明書。添付できない事業者は、市内に事業場があることを証明する書類等。

※1については、当会会員事業所は省略することが可能です。

※2については、当会事務組合に労働保険を委託している事業者は省略することが可能です。

申請期間

令和3年11月1日（月曜日）から令和4年1月31日（月曜日）まで（郵送の場合は当日消印有効）

その他

申請受付後、書類等に不備がなければ3週間程度で給付いたします。